

協会けんぽ 福島支部 からのお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

インセンティブ制度の順位が発表されました！

【インセンティブ制度とは】

5つの指標に基づき、協会けんぽ47支部ごとに加入者の実績を評価してランク付けを行い、47支部中上位23支部に対して、結果に応じて報奨金（インセンティブ）が付与され、健康保険料率を引き下げるというものです。

一方で、下位の支部は、健康保険料率が引き上げとなります。事業所様におかれましても、ご負担いただく保険料に関する、重要な制度となっていますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

【福島支部の平成30年度実績】

総合順位：10位／47支部中

※平成30年度のインセンティブ制度実績は、令和2年度（令和2年度4月納付分～）に反映します。
令和2年度の保険料率の詳細は、2月中旬頃にお知らせいたします。

	指標① 特定健診等の受診率 ●協会けんぽの健康診断を毎年、必ず受診してください。	24位
	指標② 特定保健指導の実施率 ●特定保健指導のご案内が届いたら積極的に利用してください。	15位
	指標③ 特定保健指導対象者の減少率 ●健康的な生活習慣を日ごろから心がけてください。	16位
	指標④ 要治療者の医療機関受診率 ●健診結果が「要治療」「要精密検査」の場合、必ず医療機関を受診してください。	25位
	指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合 ●お薬が処方される際にジェネリック医薬品への切り替えを検討してください。	11位

赤字部分が引き続き、皆さまにお願いしたいことです。

福島支部は、特に指標の①と④に関して、積極的に取り組む必要がございます。

まずはできることから始めましょう！



【あなたの健康維持が保険料率の上昇を抑えます】

今年度の健診は受けましたか？

ご存知でしたか？協会けんぽから最大で**11,696円**の補助が出ます！！
(※協会けんぽ加入の被保険者の場合)

健診を受けただけになってませんか？保健指導を受けましょう！！

ご存知でしたか？プロからのアドバイスが**無料**です！！
(※協会けんぽ加入の被保険者の場合 最大で28,300円の費用が無料になります)

協会けんぽ 健診 検索

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢があります。

※健康保険組合に加入中の方は、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

【協会けんぽの任意継続保険に加入するには?】

退職後も引き続き、協会けんぽの健康保険に加入するためには、次の条件を満たすことが必要です。

- ①資格喪失日の前日(退職日)までに、被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ②資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

【任意継続保険の保険証がより早く作成できるようになりました】

任意継続被保険者資格取得申出書と併せて、以下のいずれかの書類を添付された場合は、保険証の早期発行(1週間程度)が可能となりました。

- 事業主が証明した退職証明書写し
- 雇用保険被保険者離職票写し
- 健康保険被保険者資格喪失届写し
- 健康保険資格喪失証明書(※)



(※)は協会けんぽのホームページに様式を掲載しております。

<ホームページ上の位置>

全国健康保険協会>申請書のご案内>任意継続の申請書>任意継続被保険者資格取得申出書>健康保険資格喪失証明書はこちら

なお、証明書の添付がない場合でも、お手続きは可能です。

その場合、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けてからの保険証発行となりますので、2~3週間程度お時間がかかります。

【任意継続保険の加入期間と資格喪失について】

加入期間

最長で2年間(退職日の翌日から加入)

資格喪失

- ・保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ・任意継続の被保険者となった日から2年を経過したとき
- ・任意継続の被保険者が亡くなったとき
- ・就職等により、健康保険・共済組合等の被保険者となったとき
- ・75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

<詳細については協会けんぽのホームページをご覧いただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。>

<お問い合わせ先> 業務グループ TEL.024-523-3915 または 024-523-3917